

標準的手法に基づく

資本フロア導入に関する市中協議文書

リスク・アセットのばらつきを抑制、内部モデルに内在する危険に対処

2014年12月22日、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）から「資本フロア・標準的手法に基づく枠組みのデザイン」（注1）と題する市中協議文書が公表された（コメント期限は、15年3月27日）。資本フロアは、自己資本比率規制において、内部モデル手法を採用する銀行（本邦では、大半の国際統一基準進行のほか、10先強の国内基準進行が該当）が算出する所要自己資本額に対して下限（フロア）を設定するものである。本稿では、見直しの背景と提案の要点を解説したい。なお、本稿における意見はすべて執筆者の個人的な見解である。

金融庁 総務企画局 総務課 国際室

課長補佐 青崎 稔

日本銀行 金融機構局 国際課

企画役補佐 中久木 雅之

見直しの背景…資本フロアの意義

現行のバーゼル合意では、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクについて、バーゼルIによる所要自己資本額に一定の掛目（80～95％）をかけた水準が、内部モデル手法を用いる銀行の所要自己資本額の下限（フロア）として設定されている。これは、バーゼルIからバ

ーゼルIIへの移行時に、内部モデル手法を採用する銀行の所要自己資本額が急激に減少することを防ぐために導入されたものである。

具体的には、バーゼルIに基づく所要自己資本額に掛目を乗じた額がバーゼルIIの内部モデルを用いて算出された所要自己

資本額より大きい場合、両者の差額を8％で除して（すなわち、差額を12・5倍して）リスク・アセットに換算した額を、自己資本比率の分母に加算することが求められている（図表1）。

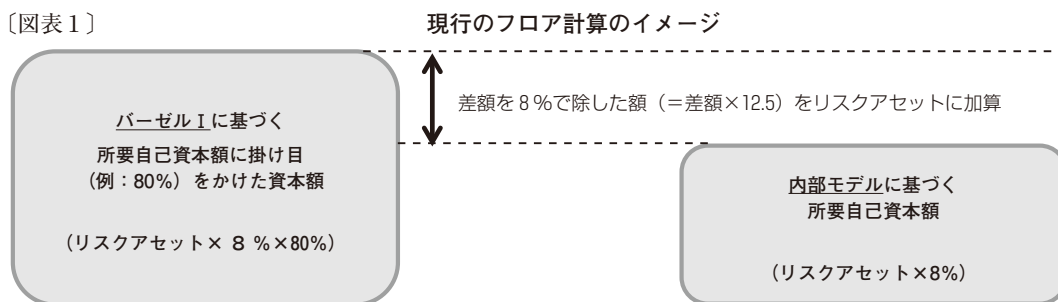
バーゼル委は、こうした規制枠組みを将来にわたって利用し続けることについて、以下のような問題があると認識している。

- 現在、内部モデル手法には、バーゼルIではなく、標準的の

法から移行することが一般的となっている。このような銀行に対して、バーゼルIに基づくリスク・アセットを算出するために必要なシステムの導入を義務付けることは合理的ではない。

- 現行の資本フロアは、各国に実施の差異がみられる。また、バーゼルIを導入せずにバーゼルIIを導入している国がある。
- バーゼル2・5やバーゼルIIIによって追加的な資本賦課が導

〔図表1〕



(注) 所要自己資本額の算出にあたっては、資本の控除項目、貸倒引当金を調整する必要があるが、上図では簡略化のため省略している。

入されているが、現行のフロアはそれらを捕捉していない。

●現在、バーゼル委は標準的手法の見直しを行っているが、現行のフロアにはこうした重要な進展が反映されない。

また、内部モデル手法によって算出されるリスク・アセットには、銀行ごとにばらつきがみられるという調査結果が明らかになり、バーゼル委ではリスク・アセット算出の信頼性や比較可能性の問題に対処することが必要となっていた。たとえば、信用リスクの内部モデル手法については、銀行のデフォルト率(PD)やデフォルト時損失率(LGD)の計測実務に差異があり、算出されるリスク・アセットの額にばらつきが生じる結果、自己資本比率で最大4パーセントポイントの差異が生じるとの調査結果が明らかになっている(注2)。

このため、バーゼル委が13年7月に公表したデイスカッション・ペーパー(規制枠組み・リスク感応度、簡素さ、比較可能性のバランス)(注3)では、リスク・アセットのばらつきを

抑制し、内部モデルに内在するリスクに対処する観点から、標準的手法に基づく資本フロアの導入を検討する方向性が示されていた。

こうした経緯から、バーゼル委は、資本フロアの位置付けを、バーゼルⅡへの移行措置からリスク・アセットの信頼性や比較可能性に関する疑念を和らげる仕組みに転換するものとして検討を行ってきた。市中協議文書では、資本フロアの目的として以下の五つがあげられている。

●内部モデル手法による所要自己資本額が、健全な(prudent)水準を下回らないことを確保す

市中協議文書の提案…選択肢を提示

今回の市中協議は、規制のデザインに関するものであり、規制の水準(資本フロアの掛目)は示されていない。バーゼル委は、規制の水準については、今後、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し作業、資本規制の簡素さ・比較可能性・リスク感応度の balan

る

●内部モデルのモデル・リスク(不正確なモデル設定、測定誤差、データ制約、構造的変化等に起因)を軽減させる

●銀行が資本効率を最大化させるために、リスク量が過少に算出される内部モデルを利用しようとするインセンティブに対処する

●内部モデル手法と標準的手法のリスク・アセットの比較可能性を向上させる

●銀行および監督当局の実務の差異から生じるモデルベースのリスク・アセットのばらつきを抑制する

今回、市中協議は、規制のデザインに関するものであり、規制の水準(資本フロアの掛目)は示されていない。バーゼル委は、規制の水準については、今後、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスクに係る標準的手法の見直し作業、資本規制の簡素さ・比較可能性・リスク感応度の balan

ス、定量的影響度調査(QIS)の結果等をふまえて検討する予定であり、規制の水準および導入措置を含め、15年末ごろをメドに最終化する予定としている。

本市中協議における、現行のバーゼル合意からの最も大きな変更点は、資本フロアの参照基準を現行のバーゼルⅠから標準

〔図表 2〕 内部モデル手法と標準的手法における引当金の取扱い

内部モデル	引当金＞期待損失	内部モデル手法で算出される信用リスク・アセットの0.6%を上限として、差額をTier 2に算入可能
	引当金＜期待損失	差額を普通株式等Tier 1（CET1）から控除
標準的手法		標準的手法で算出される信用リスク・アセットの1.25%を上限として、一般貸倒引当金をTier 2に算入可能

的手法に変更することである。そこには、以下のような論点がある。

資本フロアの設定対象

資本フロアを設定する対象として、①主要リスク・カテゴリーごと（信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル

・リスク）、②リスク・アセット総額、の二つの代替案（①では、信用リスクについて、エクスポージャーの類型ごとに適用する案も提示）が提案されている。

①の方法は、主要リスク・カテゴリー間での相殺を許容しないため、一般的に、②の方法よりも資本フロアに抵触しやすい。また、銀行が内部モデル方式を一部のリスク・カテゴリーにのみ採用している場合には、②の方法のように他の主要リスク・カテゴリーとの間で相殺を許容しないという意味があるとしている。他方で、②の方法については、わかりやすく解釈が簡単であるとの利点があげられている。

引当金の取扱い

バーゼル合意では、信用リスクにおいて、内部モデル手法を用いているか標準的手法を用いているかによって、対象とするエクスポージャーに関連した引当金を自己資本に算入・控除するルールが異なっている（図表2）。

このため、バーゼル委は、市中協議文書において、引当金の取扱いの差異を調整することにより複雑性が増すことになるが、調整しない場合は資本フロアの算出結果に重要な差異が生じることから、内部モデル手法と標準的手法の引当金の取扱いの差異を調整することを提案している。具体的には、①引当金の調整を自己資本比率の分子（自己資本）で実施する方法、②引当金の調整を自己資本比率の分母（リスク・アセット）で実施する方法という二つの代替案が提案されている。

標準的手法の選択

バーゼル合意には、二つ以上の標準的手法が存在する場合（例…現行のオペレーショナル・リスク）や各国裁量が認められている場合等、標準的手法が複数存在する場合がある。市中協議文書は、そうしたケースにおいて、各国の監督当局が認め

ている任意の標準的手法を採用することを許容している。

バーゼル委は、各国の監督当局が認めている任意の標準的手法を採用することにより、国により資本フロアの基準に一定のばらつきをもたらしてしまう一方で、単一の標準的手法を資本フロア計算の基準に採用すれば、各国で現在導入されている標準的手法と資本フロアで用いられる標準的手法に差が生じてしまう可能性を指摘し、こうした判断に至ったと説明している。

開示

市中協議文書は、資本フロアを透明かつ頑健なものとするために、標準的手法に基づき計算される資本フロアの影響を開示することを求めている。資本フロアに関する開示の詳細は、バーゼル委において別途検討されている第3の柱（市場規律）の見直しの一環として、今後、検討される予定である。

今後の課題…リスク測定手法改定との連動性

本市中協議文書の公表により、

今後、標準的手法に基づく資本

〔図表3〕リスク・アセットのばらつきの問題に対処するためのバーゼル委の作業

政策対応	
資本フロアの見直し	●バーゼルⅡへの移行措置から、標準的手法に基づく恒久的な資本フロアへ
標準的手法の見直し	●信用リスク ●マーケット・リスク ●オペレーショナル・リスク
信用リスクの内部モデル手法の見直し	●パラメータ推計の制約 ●標準的手法との定義の整合性確保 ●内部モデル手法に関する詳細なガイダンス
マーケット・リスクの内部モデル手法の見直し	●内部モデルの整合性強化（ヒストリカル・データ、相関関係、デフォルト・リスク・モデル）
レバレッジ比率の導入	●非リスク・ベースの補完的指標
開示	
開示の強化	●銀行のリスク、リスク計測、リスク管理に関する開示の整合性の向上 ●追加的开示事項
継続的モニタリング	
追加分析	●リテール・中小企業 ●コミットメント
その他	●資本規制の枠組みの見直し

フロアを導入するというバーゼル委の方向性が示されたと考えられる。資本フロアに関する今後の課題は、規制デザインの詳細に加え、規制水準および導入時期に関する検討にある。先に述べたように、本市中協議における、技術的に最も大きな変更

点は、資本フロアの参照基準を現行のバーゼルⅠから標準的手法に変更することであるが、バーゼル委が、資本規制の簡素さ・比較可能性・リスク感応度のバランスについて検討を行っていることについて、あらためて言及しておきたい。

当該検討に係る作業の内容は、14年11月に公表された「銀行の規制資本比率計測における過度なばらつき削減にかかるG20向け報告書」(注4)において示されており、資本フロアのあり方は、各種標準的手法の見直しや、信用リスク、マーケット・リスクの内部モデル手法の見直し、レバレッジ比率の導入、開示の強化といった一連の作業の一環として検討されていることが示されている(図表3)。

今後、バーゼル委において、こうした一連の作業の進捗を確認しつつ、資本フロアの規制デザインの詳細、規制水準および導入時期を巡る議論が続けられていくことになる。今後の議論においては、さまざまな規制の改訂がもたらす複合的な影響や、個別の規制相互の整合性についても十分配慮がなされるよう、議論に貢献していきたいと考えている。

(注)1 “Capital floors: the design of a framework based on standardised approaches,” (<http://www.bis.org/publ/d306.pdf>)

2 “Analysis of risk-weighted assets for credit risk in the banking book,” (<http://www.bis.org/publ/bcb256.pdf>)

3 “The regulatory framework: balancing risk sensitivity, simplicity and comparability,” (<http://www.bis.org/publ/bcb258.pdf>)

4 “Reducing excessive variability in banks’ regulatory capital ratios — A report to the G20 —,” (<http://www.bis.org/bcb/publ/d298.pdf>)

あおさき みる

一橋大学法学部卒、コーネル大学法科大学院修了。01年財務省入省。08～10年金融庁にてバーゼル委の交渉を担当。スタンフォード大学客員研究員等を経て、14年から現職。

なかくき まさゆき

東京工業大学大学院社会理工学研究科修士課程修了。00年日本銀行入行。金融研究所、金融機構局等を経て、11～14年金融庁にてバーゼル関連規制の国内実施・バーゼル委の交渉を担当。14年から現職。